

## 【甲賀市人権尊重の都市宣言】

わたしたち甲賀市民は、すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生をより幸せに暮らせることを願っています。

しかしながら、社会は今なお人権侵害があとをたたないのが現実です。

わたしたちは、日本国憲法と世界人権宣言の理念に基づき、みずから人権意識を高め、あらゆる差別のない「あふれる愛」と希望に満ちた都市を築くため、ここに緑豊かなふるさと甲賀市を「人権尊重の都市」とすることを宣言します。

## 【甲賀市人権尊重のまちづくり条例】

市及び市民は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、基本的人権を保障する日本国憲法及び「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」とした世界人権宣言を基本理念とし、部落差別をはじめ、障害者、女性、在日外国人等に対する、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図るとともに「差別をしない、させない、許さない」世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、甲賀市に在住、勤務及び在学するすべての人をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、行政すべての分野において総合的に必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をしてはならない。

2 市民は、あらゆる差別を温存し、又は助長する行為をしないように努め、市が実施する施策の推進に協力するものとする。

(施策の推進)

第5条 市は、あらゆる人権侵害をなくすために、人権尊重のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(教育、啓発活動の充実)

第6条 市は、人権尊重のまちづくりのため、学校、家庭、地域、企業等の各関係機関と連携しながら、きめこまやかな教育、啓発活動の充実に努め、あらゆる差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会環境の醸成を促進するものとする。

(調査等の実施)

第7条 市は、施策及び啓発活動の推進のため、必要に応じ意識、実態調査等を実施するものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、国、県及び関係機関との連絡調整を緊密に行い、市民とともに、人権尊重のまちづくりを積極的に推進する体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第9条 市長の諮問に応じて重要事項を調査し、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係機関、団体の代表者

(3) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 【甲賀市総合計画後期計画】

■まちづくりの理念（重視すべきまちづくりの戦略や基本的な考え方）

★自然のもたらす大地の恵みが、市民の暮らしに強く結びついているまち

★地域を担う人が育ち、広域的な交流や活力が生まれているまち

★互いの人権が尊重され、生活の安心感や生きがいをみんなで高めているまち

ずっと住み続けたいと思えるまちを実現していくためには、人のつながりを深め、みんなでより良いまちを築いていくことが重要です。市民と行政の果たすべき役割をそれぞれが認識し、協働して取り組んでいくとともに、個を認め合い、学び合い、助け合いながら、互いの安心感や生きがいを高めていくまちをめざします。

### 【めざすまちの状態】

○ すべての人がお互いを認め合い、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない幸せな暮らしをおくっている。

○ 「自分達のまちは自分達で創る」を合言葉に協力してまちづくりを実践している。

○ 人のつながりを深め、近隣、地域で助け合い、災害や犯罪に対する安全と、子育てや高齢者などの健康な暮らしに対する安心感を高め、福祉豊かなまちを築いている。

○ 一人ひとりが学びや交流により個を高め合い、生きがいを持ってともにまち全体を良くしていく活動に積極的に参加している。

## 【甲賀の國づくりプロジェクトー 甲賀流まち・ひと・しごと創生総合戦略ー

### 【総合戦略編】

#### 2. 戦略の基本理念

市民幸福度の最大化で わがまち「甲賀」の人口減少に挑む

この地に暮らせば、日々の営みに「満足」や「幸福」を感じ取ることができる。誰もが健康でいきいきと、安心して、豊かに暮らしていて、もし誰かが不幸に苦しむことがあれば、温かい手が差し伸べられる。

そういうまちだからこそ、人は離れず、まちの外から人々が集まる。

若者がまちに留まって、新しい家族が生まれ、子どもの声があふれる。

私たちは、誰もが日常の生活で幸せを感じることができるまち、市民幸福度が高いまちをつくっていくことが、最も優れた人口減少の対策であると考え、これを本戦略の基本理念とします。

## 【甲賀市まちづくり基本条例】(案)

(目指すまちの姿)

第4条 市民、議会及び市長等は、まちづくりの担い手として、自ら輝く未来のために次に掲げる本市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動します。

- (1) 誰もが等しく個人として尊厳及び権利が守られるまち
- (2) それぞれの地域の特性を生かしながら、時代の変化に対応できる活力のあるまち
- (3) 誰もが地域で社会生活を営み、互いに支え合って安心して暮らすことができる福祉のいきとどいた住みよいまち

## 【世界人権宣言(仮訳文)】

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進するこ

と並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条　すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条　1　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2　さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条　すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条　何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条　何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条　すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条　すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条　すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条　何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条　すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条　1　犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障

を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

### **【滋賀県人権施策推進計画】**

これらの現状を踏まえ、すべての人の人権が尊重される豊かな滋賀の実現のため、本計画において次のような社会をめざし、施策の推進を図ります。

- ・ 命を大切にし、安心して暮らせる社会
- ・ 一人ひとりが輝く社会
- ・ 多様性を認め合う共生社会
- ・ ともに支え合う協働社会